

## 第3号議案②

### 高知県介護福祉士会 会費規程 改正案

(改正前)	(改正後)
<p>(年会費)</p> <p>第3条 正会員の年会費は、6,000円（内訳 公益社団法人日本介護福祉士会年会費3,000円及び高知県介護福祉士会年会費3,000円の合計額）とする。但し、次の各号のいずれかに該当するものは、高知県介護福祉士会年会費を一年に限り免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 介護福祉士養成施設を入会年度の前年度に卒業した者</li><li>(2) 前年度に賛助会員であった者</li></ul> <p>2 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。</p> <p>3 <u>3年</u>以上続けて年会費を滞納したときは、会則6条の規定に基づき会員資格を喪失ものとする。</p> <p>4 年会費は、毎年7月末日までに納入するものとする。</p>	<p>(年会費)</p> <p>第3条 正会員の年会費は、6,000円（内訳 公益社団法人日本介護福祉士会年会費3,000円及び高知県介護福祉士会年会費3,000円の合計額）とする。但し、次の各号のいずれかに該当するものは、高知県介護福祉士会年会費を一年に限り免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 介護福祉士養成施設を入会年度の前年度に卒業した者</li><li>(2) 前年度に賛助会員であった者</li></ul> <p>2 一旦納入された年会費は、理由のいかんを問わず返還しないものとする。</p> <p>3 <u>2年</u>以上続けて年会費を滞納したときは、会則6条の規定に基づき会員資格を喪失ものとする。</p> <p>4 年会費は、毎年7月末日までに納入するものとする。</p>